

警察法附則第二十項から第二十二項までに定める勤続年数の通算に必要な定めをするとともに、警察職員の人事交流のため国及び他の都道府県との間において相互の勤続年数を通算するより考慮されたいこと。

〔給与〕

給与 総則―給与の決定原則

れず(法第三十九條第一項)、職階制の実施は任意であり、かつ、その実施は管理者が行なうものであること(法第三十七條第一項)。なお、この職階制を実施する場合においては、企業職員の職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じて分類整理しなければならぬものであること(法第三十七條第一項)。

三 給与

企業職員の給与については、企業の特異性にかんがみ、地方公務員法第二十四條から第二十六條までの規定は適用されず、給与の性格、決定等について次のように定められているものであること(法第三十八條)。なお、企業職員の給与に関する事項は、団体交渉の対象となりうるものであり、これについては地方公営企業労働関係法中に所要の規定が設けられているものであること(地方公営企業労働関係法第七條から第十條まで)。

1 企業職員の給与は、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に應ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が充分に考慮されるものでなければならぬものであること(法第二十八條第二項)。すなわち、企業職員の給与の性格は、いわゆる職務給であることに加え、職務遂行にあつて職員の発揮した能率が給与の面に十分考慮されるいわゆる能率給でなければならないことが法文上明確にされているものであること。したがつて、職務の内容と責任、職員の勤務成

(企業職員および単純労務職員)

○地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施について(抄) (昭二七・九・二九 自治法第二四五号) (昭二七・九・二九 自治法第二四五号) (昭二七・九・二九 自治法第二四五号) (昭二七・九・二九 自治法第二四五号)

昭和三十四年七月五日 自治法第一〇五号

第四 企業職員の身分取扱に関する事項

企業職員の身分取扱については、法は地方公務員法に対する特例を定めたものであり、法に特例の定めがあるもの及び地方公営企業労働関係法に定めのあるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによるものであること(法第六條、第三十六條から第三十九條まで)。

一 労働関係

企業職員の労働関係については、地方公営企業労働関係法の定めるところによるものであること(法第三十六條)。

二 職階制

企業職員については、地方公務員法第二十三條の規定は適用さ

一一一

給与 総則―給与の決定原則

一一二

續と無関係に年功序列のみによつて決定されるような給与は、法律の趣旨に反するものであること。

2 企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならないものであること(法第三十八條第二項)。企業職員の給与を決定するにあつて考慮すべき公務員等の給与は、同一又は類似の職種のそれであることに留意する必要があること。したがつて、企業職員についてその職種に関係なく一律に国又は地方公共団体の行政事務に従事する職員の給与と同一の給与を定めたり、当該企業の経営の状況と全く無関係に給与を定めたりするようなことは、法律の趣旨に反するものであること。

3 企業職員の給与の種類は、給料及び手当とされているものであり(法第二十八條第一項)、各企業における企業職員の給与の具体的な種類及び基準は、条例で定めるものであること(法第三十八條第四項)。なお、給与の額、支給方法等の細目的事項は、管理規程で定めるものであること(法第九條第二号)。

四 地方公務員法の適用除外

企業職員については、地方公務員法第五條、第八條(第一項第五号、第三項及び第四項を除く)、第二十三條から第二十六條まで、第三十七條、第三十九條第三項、第四十條第一項、第四十五

〔給与〕